

大阪府

貝塚市無窓判定基準

2022年1月1日

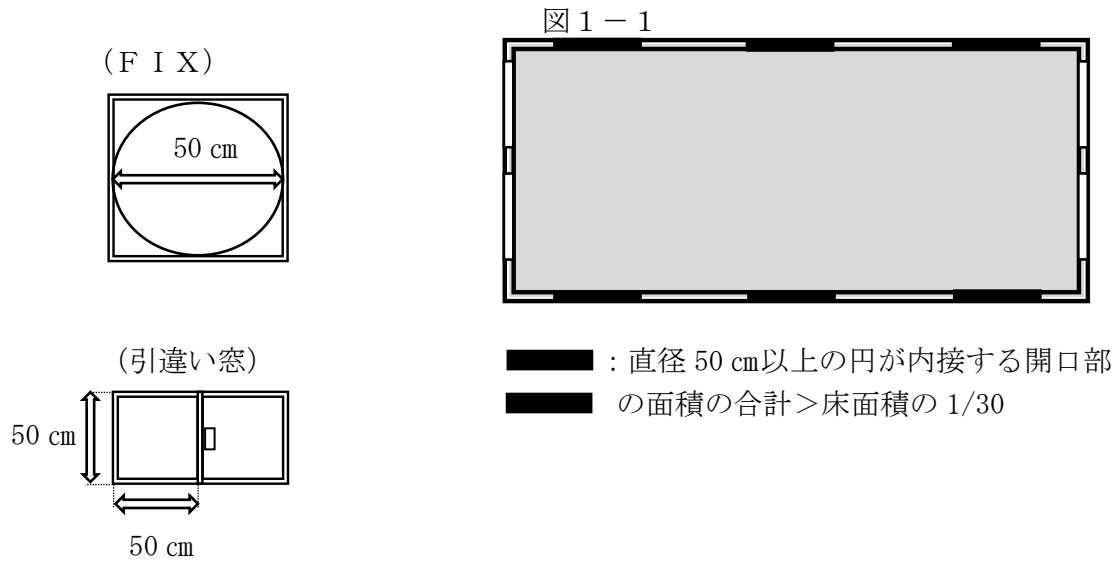
無窓階以外の階の判定は、消防法施行規則（以下、規則とする。）第5条の3によるほか、次により取り扱うこと。

1 床面積に対する開口部の割合

規則第5条の3に定める床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

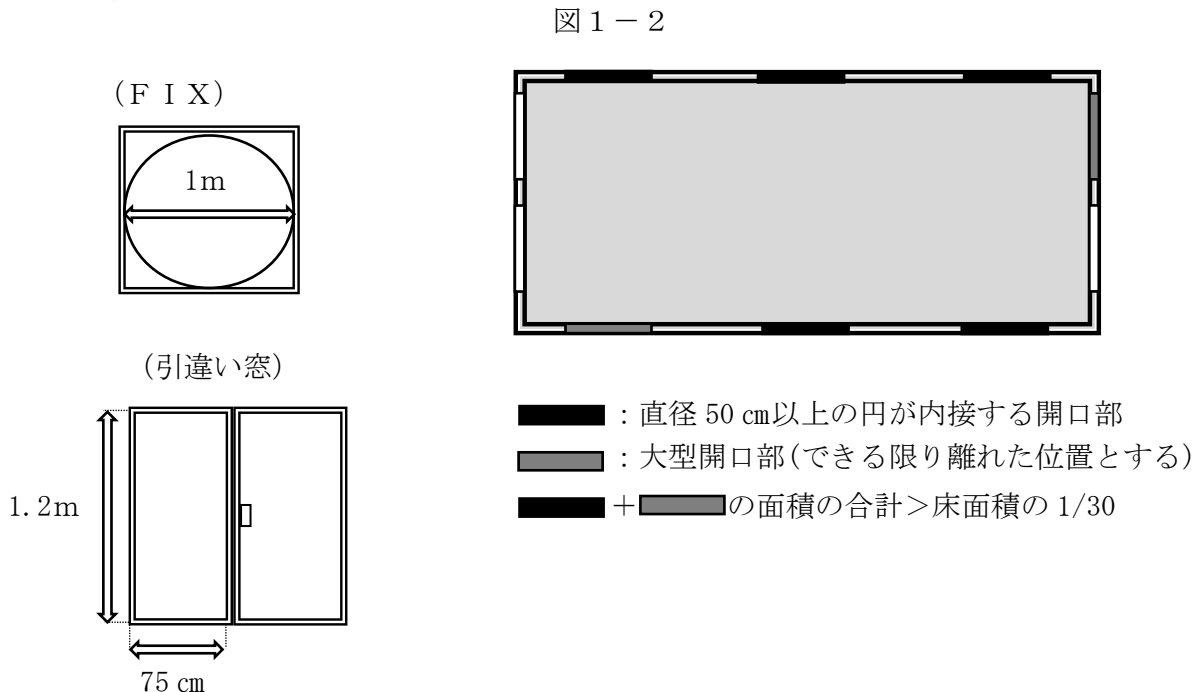
(1) 11階以上の階

直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が、当該階の床面積の30分の1を超える階であること。(図1-1参照)



(2) 10階以下の階

前(1)の開口部に、直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部（以下この項において「大型開口部」という。）が、2以上含まれるものであること。(図1-2参照)

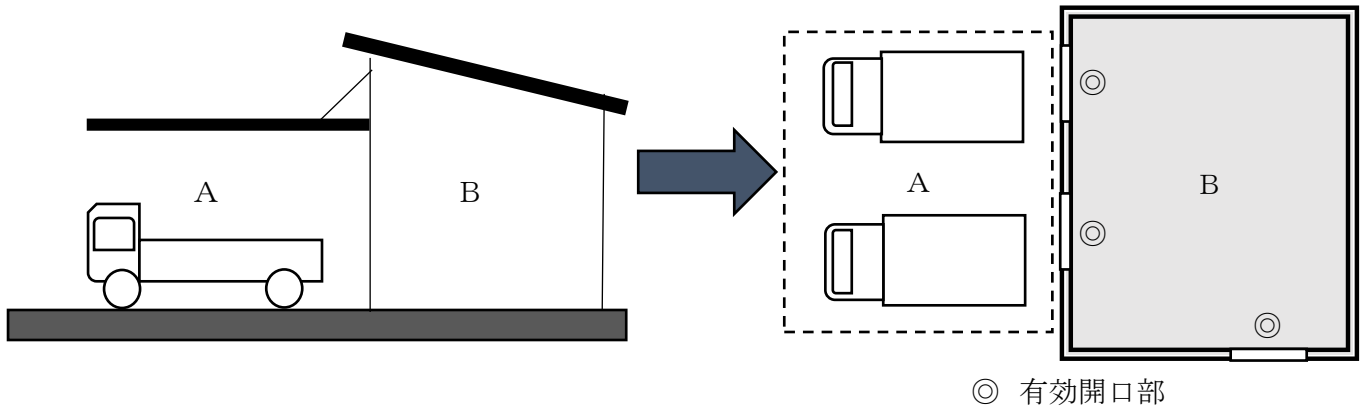


(3) 十分に外気に開放されている部分で、かつ、屋内的用途に該当する部分については、床面積の算定上は当該部分を算入して行うとされているが、無窓階の判定を行う上ではこれによらないものとする。(図1-3参照)

図1-3

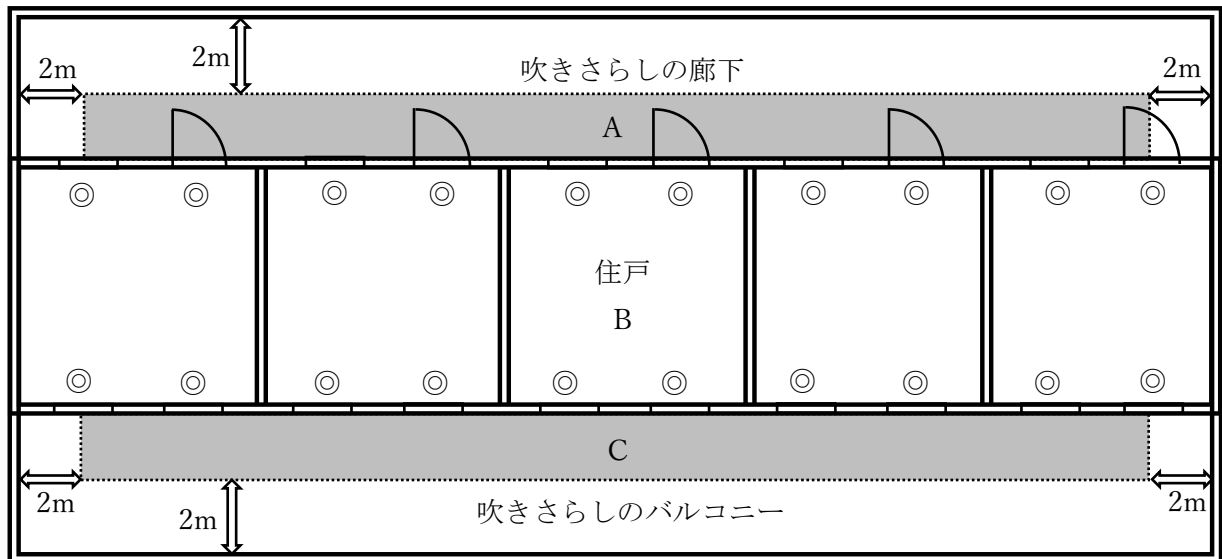
(例1)

施行令別表第一(14)項に掲げる防火対象物



ひさし部分の面積Aは、十分外気に開放されているが、自動車車庫としての用途を有すると認められるため、床面積の算定上は算入される。したがって建築物の床面積は倉庫部分の面積Bと合算して(A+B)となるが、無窓階の判定上は、ひさし部分は外部空間として取り扱い、床面積Bの30分の1の開口部の有無により判断するものとする。

(例2) 施行令別表第一(5)項に掲げる防火対象物



◎ 有効開口部

吹きさらしの廊下及びバルコニーは、屋外側の腰壁又は手すりの中心線から2mを超える部分が床面積に算入される。したがって建築物の床面積は住戸部分の面積Bと合算して(A+B+C)となるが、無窓階の判定上は、廊下及びバルコニー部分は外部空間として取り扱い、床面積Bの30分の1の開口部の有無により判断するものとする。

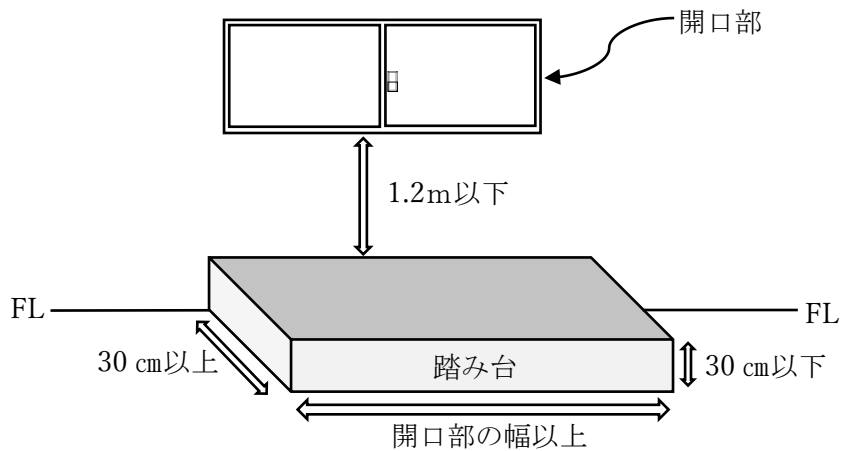
(4) 規則第5条の3に規定する開口部を有しない無人の小規模な車庫又は倉庫の用に供する部分(おおむね床面積が50㎡未満)で、消火活動に支障がないと認めるものは、消防用設備などの設置については、施行令第32条の規定を適用することができる。

2 開口部の位置

(1) 次の全てに適合する踏み台を設けた場合は、規則第5条の3第2項第1号の「床面から開口部の下端までの高さは、1.2m以内」のものとして取り扱うことができる。(図2-1参照)

- ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
- イ 開口部が設けられている壁面と隙間が無く、床面に固定されていること。
- ウ 高さはおおむね30 cm以下、奥行は30 cm以上、幅は開口部の幅以上であること。
- エ 踏み台の上端から開口部の下端まで1.2m以下であること。
- オ 避難上支障のないように設けられていること。

図2-1

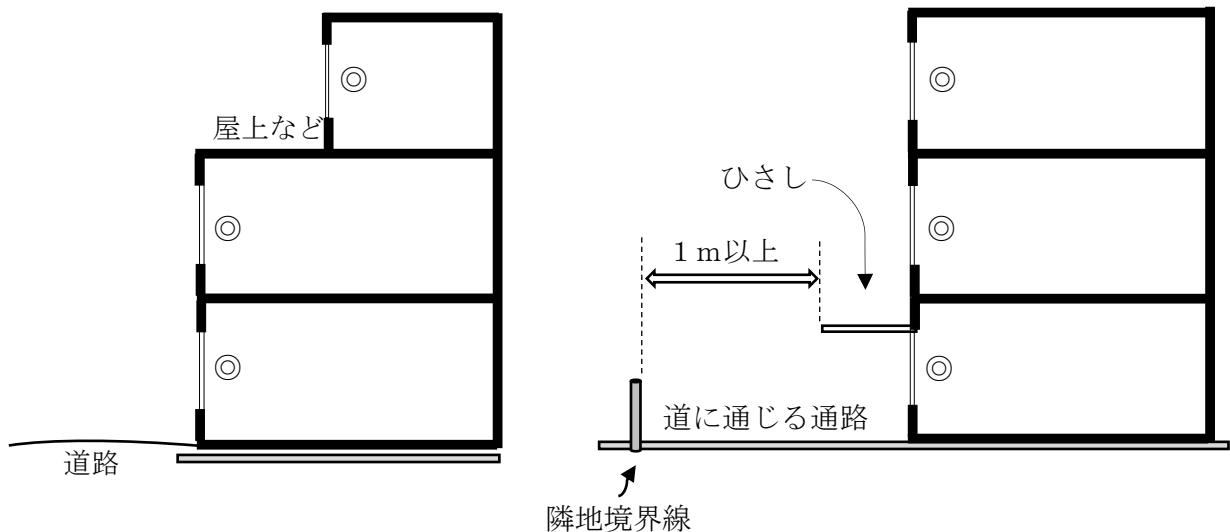


(2) 次に掲げる場所は、規則第5条の3第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

- ア 国又は地方公共団体が管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるもの。
- イ 道又は道に通じる幅員1 m以上の通路に面する広場、建築物の屋上、バルコニー、ひさし、階段状の部分で避難及び消火活動が有効にできるもの。(図2-2参照)

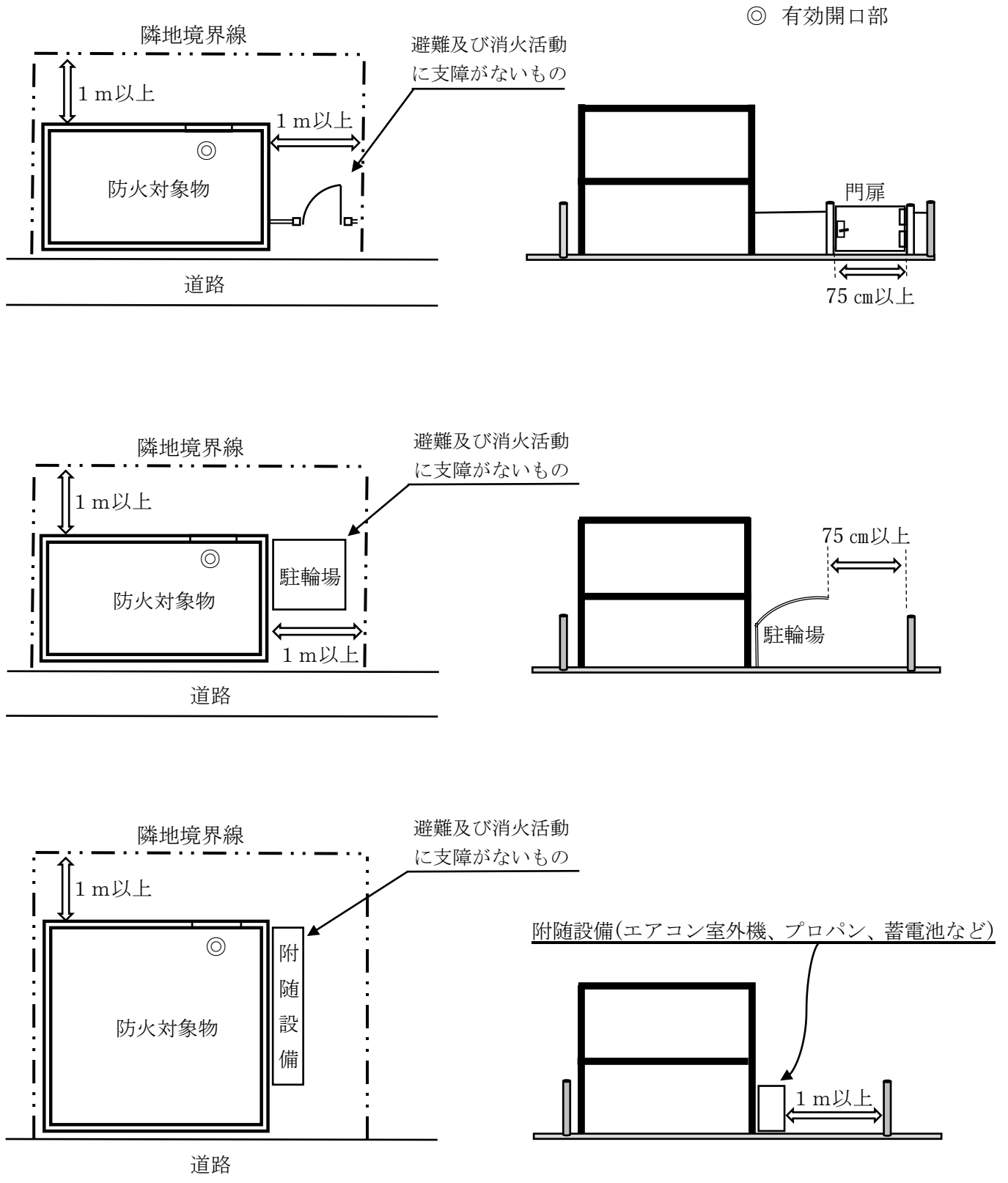
図2-2

◎ 有効開口部



ウ 道に通じる幅員1 m以上の通路にある扉、駐輪場その他の工作物や付随設備で、避難及び消火活動に支障がないもの（図2-3参照）

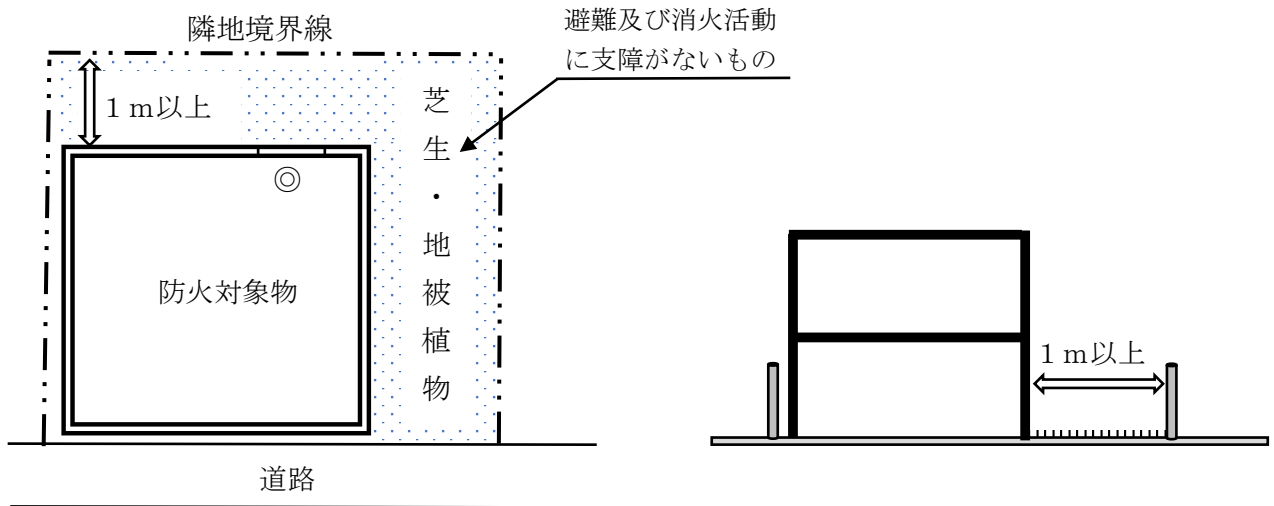
図2-3



エ 道に通じる幅員 1 m 以上の通路にある芝生、地被植物で、避難及び消火活動に支障がないもの（図 2 - 4 参照）

図 2 - 4

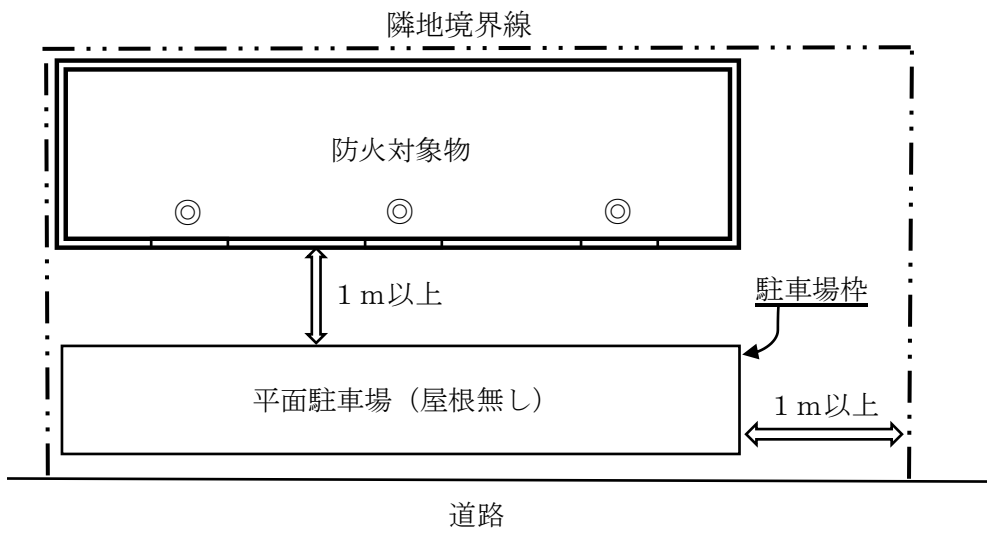
◎ 有効開口部



オ 平面駐車場で、避難及び消火活動に支障がないもの（図 2 - 5 参照）

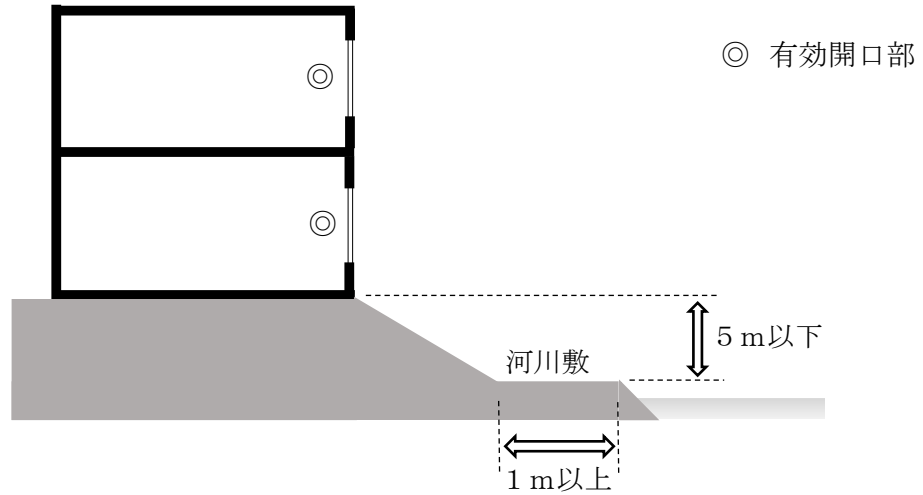
図 2 - 5

◎ 有効開口部



カ 傾斜地及び河川敷で、避難及び消火活動が有効にできるもの（図2-6参照）

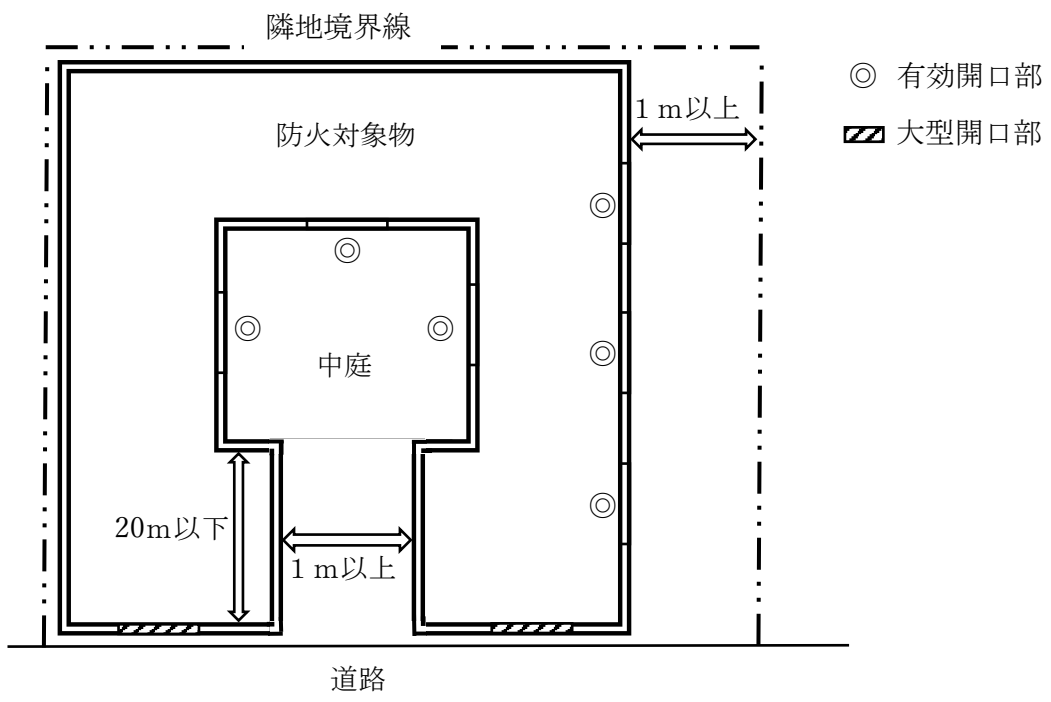
図2-6



キ 周囲が建物で囲われている中庭などで当該中庭から通じる廊下又は通路などがあり、次のすべてに適合するもの（図2-7参照）

- (ア) 中庭から道に通じる廊下及び通路の幅員は1 m以上かつ歩行距離は20 m以下であること。
- (イ) 中庭から道又は道に通じる通路が見通せること。
- (ウ) 中庭に面する部分以外の外壁に2以上の大型開口部があること。
- (エ) 中庭に面する部分以外の外壁の有効開口部で必要面積の2分の1以上を確保できること。

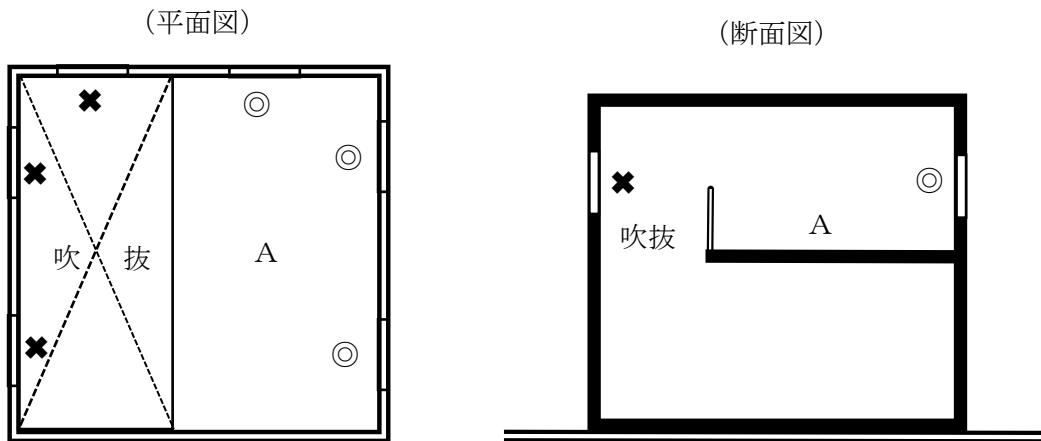
図2-7



ク 吹き抜けのある場合の床面積及び開口部の取り扱いは、次によるものとする。 (図2-8参照)

- (ア) 床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。
- (イ) 開口部面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。

図2-8



3 開口部の構造

次に掲げる開口部は、規則第5条の3第2項第3号の「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる。

(1) ガラス窓

ア 表3-1に掲げるガラス窓のもの。なお、低放射ガラス（通称 Low-E ガラス）は当該表の基板と同などなものとして取り扱って差し支えないこと。

又、複層ガラスにあつては構成するガラスごとに本表（網入りガラス及び線入りガラスにあつては、厚さ6.8mm以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。

表3-1

ガラスの種別	厚 さ				施工方法	足場あり	足場なし			
							A	B	C	
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	8.0 mm 以下 (厚さが6mmを超えるものは、ガラスの大きさが概ね2㎡以下かつガラス天端の高さが、設置されている階の床から2m以下のものに限る。)				引違い	○	○	○	△	
					F I X	○	○	○	×	
強化ガラス 耐熱板ガラス	5.0 mm 以下				引違い	○	○	○	△	
					F I X	○	○	○	×	
線入りガラス 網入りガラス	6.8 mm 以下				引違い	△	△	△	△	
					F I X	×	×	×	×	
網入りガラス	6.8 mm を超え 10.0 mm 以下				引違い	△	×	×	×	
					F I X	×	×	×	×	
合わせガラス	外	ガラス間			内	引違い	△	△	△	×
	FL 6mm 以下	PVB 30mil 以下			FL 6mm 以下					
	PW 6.8mm 以下	PVB 30mil 以下			FL 5mm 以下	引違い	△	△	△	×
	F I X					×	×	×	×	
	FL 5mm 以下	PVB 60mil 以下			FL 5mm 以下	引違い	△	×	×	×
	F I X					×	×	×	×	
	PW 6.8mm 以下	PVB 60mil 以下			FL 6mm 以下	引違い	△	×	×	×
	F I X					×	×	×	×	
	FL 3mm 以下	PVB 60mil 以下			型板 4mm 以下	引違い	△	×	×	×
	F I X					×	×	×	×	
FL 6mm 以下	EVA 0.4mm 以下	PET 0.13mm 以下	EVA 0.4mm 以下	FL 6mm 以下	引違い	△	△	△	×	
F I X					×	×	×	×		
FL 6mm 以下	EVA 0.8mm 以下			FL 6mm 以下	引違い	△	△	△	×	
F I X					×	×	×	×		

備考

- 1 「足場あり」とは避難階又はバルコニー、屋上広場など破壊作業可能な足場が設けられているものをいう。
- 2 「足場」の構造は、木造以外であり、間口（幅）は窓の全幅以上かつ1m以上、奥行0.75m以上であること。
- 3 「引違い」とは、引違い窓、片開き戸、開き戸等、通常は部屋内から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるものをいう。
- 4 格子を取り付けている場合は、内部から容易に取り外せるもの以外はすべて無窓適用となる。
- 5 上記以外の開口部については、材質などによりその都度協議の上、判定する。
- 6 「A」は、ポリエチレンテレフタレート（以下「PET」という。）製窓ガラス用フィルムなどを貼付していないガラスをいう。
- 7 「B」は、窓ガラス用フィルムなどを貼付した次のものをいう。
 - (1) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが100 μ m以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
 - (2) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400 μ m以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
 - (3) 低放射ガラス（通称Low-E膜付きガラス）（金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラスであること。）
- 8 「C」は、窓ガラス用フィルムなどを貼付した次のものをいう。
 - (1) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100 μ mを超え400 μ m以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
 - (2) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが100 μ m以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
- 9 「足場あり」欄の判定は、窓ガラス用フィルムの有無にかかわらず、すべて同じ判定。
- 10 合わせガラスに用いるEVA（エチレン酢酸ビニル共重合体）中間膜は株式会社ブリジストン製のものに限る。

凡例

- …開口部全体を有効開口部として算定に加えることのできるもの
- △…ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分（第1－2表の例によること。）を有効開口部として算定に加えることのできるもの。
- ×…有効開口部として扱えないもの
- PVB…ポリビニルブチラール
- FL…フロート板ガラス
- PW…網入りガラス

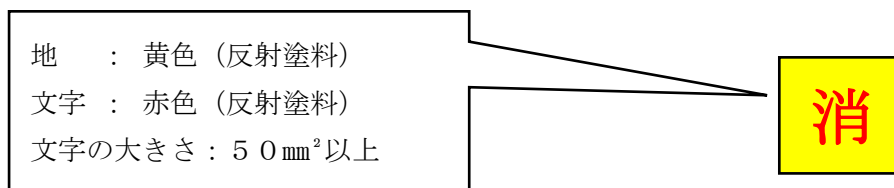
(2) シャッター付開口部

ア 手動式軽量シャッター

屋内から手動により開放することができるもので、次のいずれかに掲げるもの。

- (ア) 施錠装置がなく、屋外及び屋内から容易に開放できるもの
- (イ) 屋外から消防隊が特殊な工具などを用いることなく容易に開放できるもの（特殊な工具などを用いることなく容易に開放できるものとは、ハンマー、金てこ、弁慶斧などにより開放できるものを言う）
- (ウ) 耐火性能を有し、かつ、構造耐力上安全なバルコニーで、間口（幅）はシャッターの全幅以上かつ1m以上、奥行0.75m以上であること。
- (エ) 煙感知器の作動と連動して開錠するもの（非常電源付き）
- (オ) 水圧解錠装置により開放できるもの
 - a 水圧解錠装置は、床面からの高さが1m以下となる箇所に設けること
 - b 水圧解錠装置の注水口の直近に容易に消えないように、次に適合する表示をするものであること。（図3-1参照）

図3-1



イ 電動式軽量シャッター及び重量シャッター

主に1階（避難階）に設けられた非常電源により開放する事ができるもので、次のいずれかに掲げるもの

- (ア) 煙感知器の作動と連動して開放するもの（非常電源付き）
- (イ) 屋外から水圧により開放できるもの（水圧巻上げ式シャッター）

ウ オーバーヘッドドア（オーバースライダー）

屋内から手動又は非常電源により開放することができるもので、前ア（ア）、（イ）、（エ）、（オ）又はイに掲げるもの

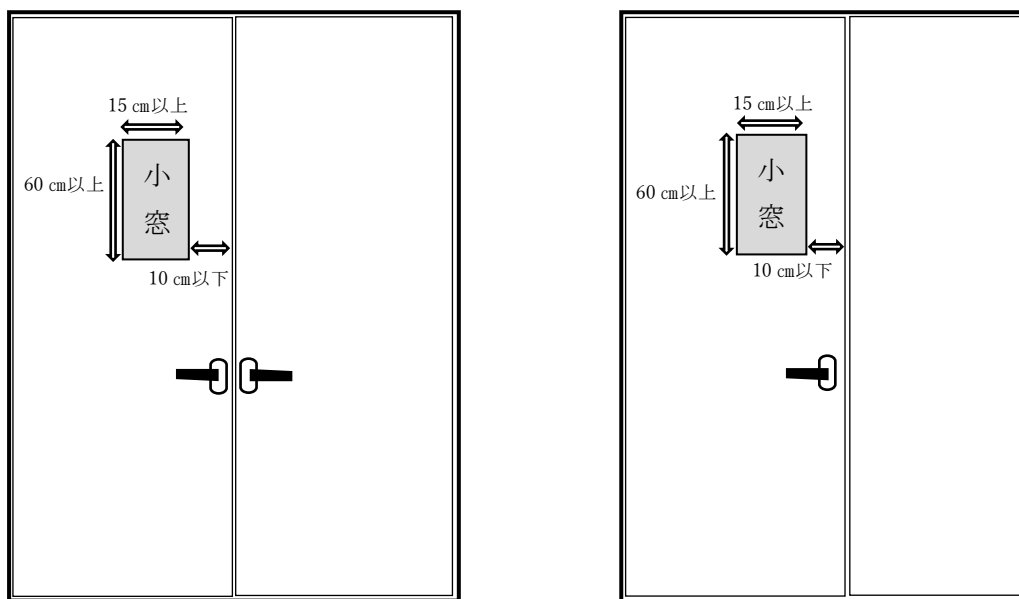
※水圧巻上げ式シャッター及びオーバーヘッドドアの注水口については、別途消防本部警備課と協議する事

(3) ドア

- ア 手動式ドア（ハンガー式のものを含む。）で屋内及び屋外から容易に開放出来るもの。
- イ 電動式ドアで、停電時であっても非常電源又は手動により開放できるもの。
- ウ スチールドアで、屋外から水圧解錠装置によって開放できるもの。

- エ ガラス小窓付き鉄扉で、ガラス小窓を破壊し、サムターン錠を開錠できるもの（図3-1参照）
- オ ガラス窓は表3-1に準ずるもの。
- カ 自動火災報知設備又は排煙設備若しくは防火戸の連動制御盤の作動と連動して開錠できるもの（電気錠）
- キ 屋内側に施錠装置がなく、屋外側に南京錠その他消防隊が外部から容易に破壊することにより進入できるもの（南京錠などにより施錠された際に、人が屋内に存するものを除く。）

図3-1



外：シリンダー錠

内：サムターン錠

(4) 二重窓など

二重窓（ガラス窓を2組用いて断熱効果又は防音効果を高めた窓をいう。）又はシャッター付開口部、ガラス窓若しくはドアが二重に組み合わされたものの有効開口部の算定については、開口面積の少ない方で行うこと。

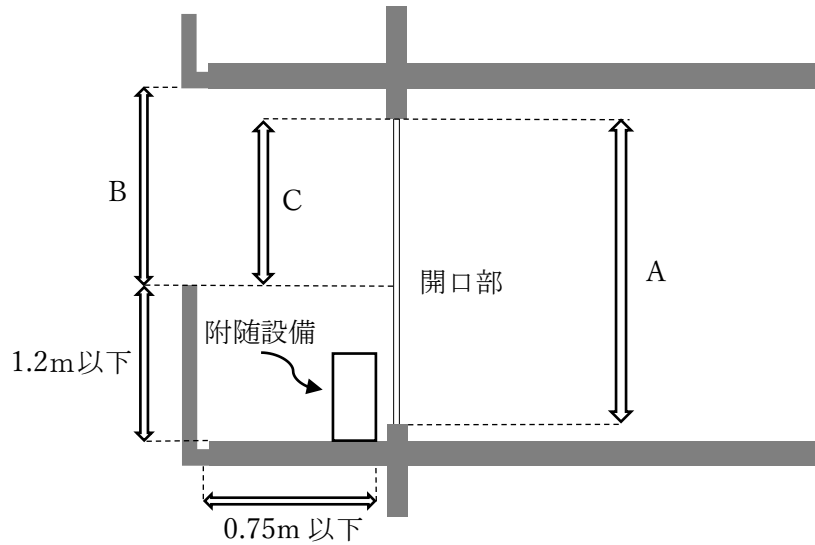
ただし、設置の状況から避難上又は消火活動上有効でないと認めるものを除く。

(5) 外壁面にバルコニーがある場合外壁面にバルコニーなどがある場合の有効開口部の寸法は、図3-2のAの部分とすること。

ただし、Bは1 m以上で、てすりの高さが1.2 m以下の場合に限る。

なお、バルコニーの幅員が75 cm以下（付随設備を設置した場合は60 cm未満）の場合は、Cを有効開口部の寸法をすること。

図 3 - 2



4 開口部の状態

規則第5条の3第2項第4号に規定する「開口のため常時良好な状態」の取り扱いは、次によること。

(1) 次の掲げる状態のものは、常時良好な状態として取り扱う事ができる。

ア 格子、ルーバー、開口に接近して設けられている広告物、看板、日除け、雨除けなどを避難及び消火活動上の妨げにならないように設けたもの。

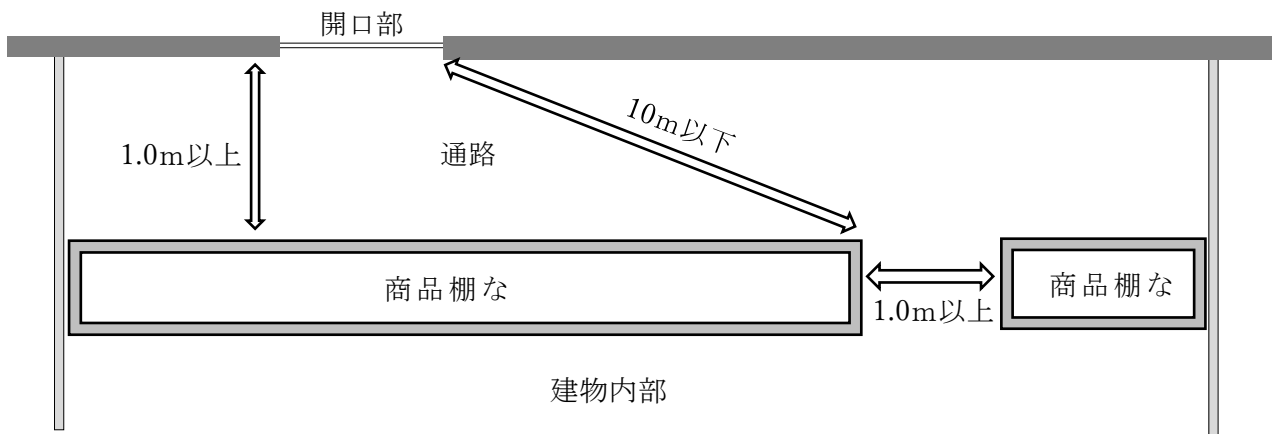
イ 開口部と間仕切壁などの間に通路を設け、仕切壁などに出入口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの又はこれと同など以上に支障がないと認められるもの（図4-1参照）

(ア) 通路は通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物などが存置されていないことなど、常時通行に支障がないこと。

(イ) 通路及び間仕切壁などの出入口の幅員はおおむね1m以上であること。

(ウ) 間仕切壁などの出入口と外壁の当該開口部との歩行距離は、おおむね10m以下であること。

図 4 - 1

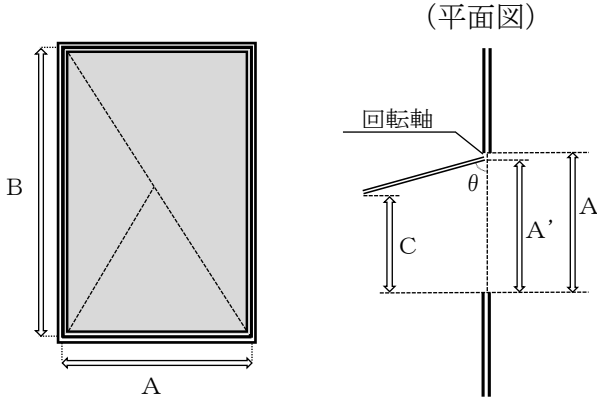
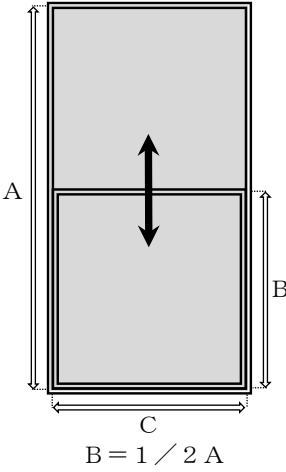
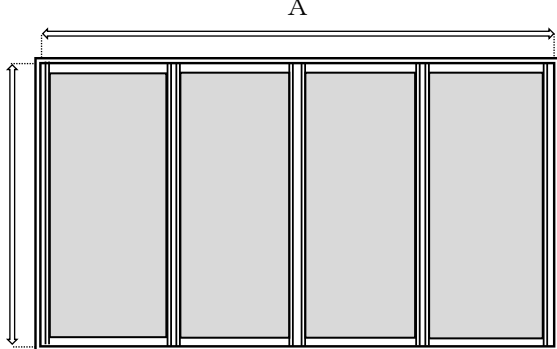


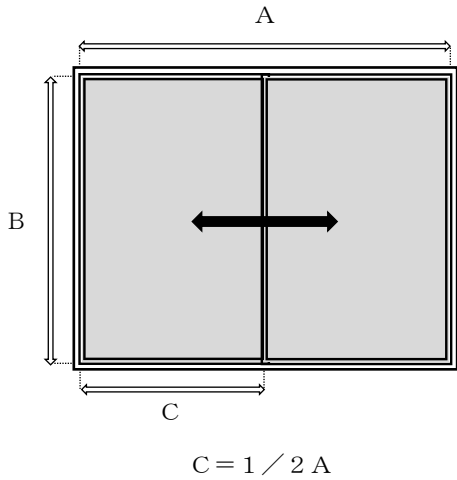
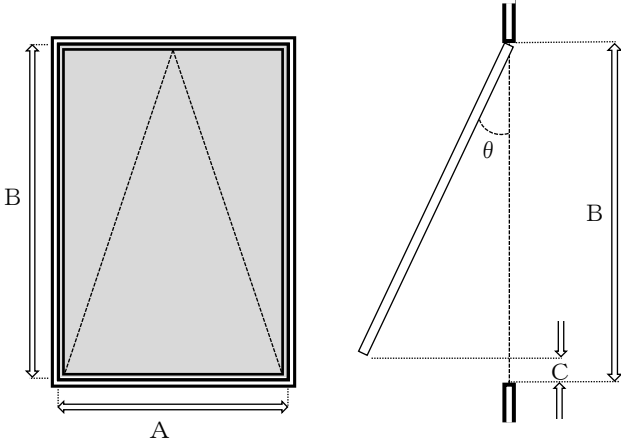
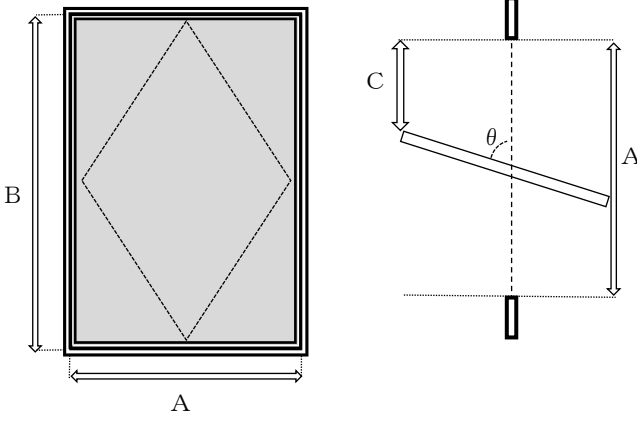
- (2) 窓部分を合板などで閉鎖したり、開口部の前面に柵（床面からの高さがおおむね 1.5m以下のキャスター付きの可動可能なものを除く）を設けたりすることにより、開口部を使用不能の状態にするなど、避難及び消火活動上の妨げとなっているものは、認められないこと。
- (3) 営業中は、規則第5条の3に規定する開口を有するが、閉店後は、重量シャッターなどを閉鎖することにより無窓階となる階で、かつ、防火対象物全体が無人となる防火対象物の当該階の消防用設備などの設置については、施行令第32条の規定を適用することができる。ただし、施行令別表第一（14）項に掲げる防火対象物は、除くものとする。

5 開口部の算定

開口部の有効寸法の算定は、開口部の形式などにより、表5-1により判断するものとする。

表5-1

名称	例示	有効寸法の算定
すべり出し窓		<p>B × C の部分とする。</p> <p>$C = A' (1 - \cos \theta)$</p> <p>Ⓢ θ は最大開口角度 90℃以下</p>
上げ下げ窓	 <p style="text-align: center;">$B = 1/2 A$</p>	<p>B × C とする。</p> <p>なお、次による寸法の場合は、50 cm以上の円が内接するものと同など以上として取り扱うことができる。</p> <p>B = 1.0m (0.65m) 以上</p> <p>C = 0.45m (0.4m) 以上</p> <p>Ⓢ () 内は、バルコニーなどがある場合</p>
折れ戸		<p>A × B とする。</p>

名 称	例 示	有効寸法の算定
引き違い窓	 <p style="text-align: center;">$C = 1 / 2 A$</p>	<p>$B \times C$とする。</p> <p>なお、次による寸法の場合は、50 cm以上の円が内接するものと同など以上として取り扱うことができる。 $B = 1.0\text{m}$ (0.65m) 以上 $C = 0.45\text{m}$ (0.4m) 以上</p> <p>④ () 内は、バルコニーなどがある場合</p>
突き出し窓	<p style="text-align: right;">(断面図)</p> 	<p>$A \times C$の部分とする。</p> <p>$C = B (1 - \cos \theta)$</p> <p>④ θ は最大開口角度 90° 以下</p>
回 転 窓	<p style="text-align: right;">(断面図)</p> 	<p>$B \times C$の部分とする。</p> <p>$C = A (1 - \cos \theta)$</p> <p>④ θ は最大開口角度 90° 以下</p>